

改正 平成28年10月6日 原規技発第1610066号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年10月6日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部
改正について

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年10月24日から施行する。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部は改正部分）

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

| 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案） | 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行） |
|---|--|---|
| <p>(準用) 第四十八条（略） 2・3（略） 4 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u>（平成二十四年経済産業省令第七十号）第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。</p> <p>(準用) 第七十八条（略） 2 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u>第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する電気設備について準用する。</p> | <p>第48条（準用） 1～5（略）</p> <p>6 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u>（平成24年経済産業省令第70号）の準用に当たっては、「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈」（原規技発第1306199号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の該当部分によること。</p> | <p>第48条（準用） 1～5（略）</p> <p>6 <u>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を定める省令</u>（平成24年9月経済産業省令第七十号）の準用に当たっては、「原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈」（原規技発第1306199号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の該当部分によること。</p> |